

ふじみ野市債権管理条例施行規則

〔ふじみ野市規則第9号〕  
平成30年3月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ野市債権管理条例（平成30年ふじみ野市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(台帳の記載事項等)

第3条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債権の種類
- (3) 債務者の住所、氏名及び連絡先（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先）
- (4) 債権の発生原因
- (5) 債権の発生年度
- (6) 債権の額
- (7) 納付又は納入の期限
- (8) 延滞金、遅延損害金その他の徴収金に関する事項
- (9) 督促に関する事項
- (10) 時効に関する事項
- (11) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- (12) 財産に関する事項
- (13) 滞納処分、強制執行等の措置に関する事項
- (14) 納付又は納入の履歴及び交渉経過
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理上市長が必要と認める事項  
(徴収計画の記載事項)

第4条 条例第6条の徴収計画は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 現状及び課題
- (2) 目標又は方針
- (3) 徴収に関する取組事項
- (4) 年間予定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(督促)

第5条 非強制徴収公債権等に係る督促は、法令等に定めがあるものを除き、履行期限後20日以内に書面により行うものとする。

【ふじみ野市債権管理条例施行規則】

2 前項の督促は、法令等に定めがあるものを除き、督促を発する日から起算して15日以内の日を納付又は納入の期限として行うものとする。

(債務者に関する情報の共有)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める情報は、第3条各号に掲げる事項とする。

2 条例第8条第1項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする実施機関が当該情報を保有する実施機関に書面により照会するものとする。

3 前項の規定により照会を受けた実施機関は、遅滞なく、当該照会を行った実施機関に書面により回答するものとする。

(強制執行等の措置をとるまでの期間)

第7条 条例第10条に規定する相当の期間は、1年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(徴収停止の措置をとるまでの期間)

第8条 条例第13条に規定する相当の期間は、1年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(債権の放棄)

第9条 条例第15条第6号の著しい生活困窮状態とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。

2 市長は、債権放棄の対象とする債権が、生活保護法第63条の規定による費用返還義務のある生活保護受給者その他の生活困窮の状態にあるものを対象とする場合においては、条例第15条第6号の事由による債権放棄の対象としないことができるものとする。

3 条例第15条第7号に規定する相当の期間は、3年とする。

4 市長は、条例第15条の規定により債権の放棄を行おうとするときは、あらかじめ第11条に定める会議に審議させるものとする。

(議会への報告)

第10条 条例第16条の規定により議会に報告する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 放棄した債権の名称

(2) 放棄した債権の件数及び額

(3) 放棄した事由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第16条の規定による議会への報告は、債権の放棄を行った年度に係る決算を議会の認定に付する会議において行うものとする。

(債権徴収対策推進会議の設置)

第11条 市の債権の管理に関し重要な事項について審議するとともに、必要な徴収対策の推進を図るため、ふじみ野市債権徴収対策推進会議（以下「会議」

【ふじみ野市債権管理条例施行規則】

という。)を設置する。

2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、市の債権の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。